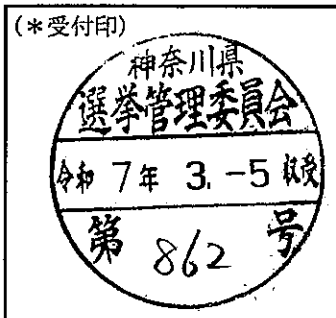


(※受付印)



収 支 報 告 書

(その1)

令和 6 年分

※該当箇所に☑してください。

政治団体の区分

- ☐ 政党の支部
☒ その他の政治団体(後援会等)
☐ その他の政治団体の支部
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- ☐ 全国(2都道府県以上) ☒ 神奈川県内

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有
☐ 無

※以下 指定「有」の場合のみ記載

公職の種類

衆議院議員(神奈川6区)

(現職・候補者等)

資金管理団体の届出

をした者の氏名

塩坂 源一郎

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7
第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7
第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

塩坂 源一郎

公職の種類

衆議院議員(神奈川6区)

(現職・候補者等)

(※)資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の
指

定・取消をした場合のみ記載。

(※)国会議員関係政治団体に 関する特例の適用期間

令和 6 年 6 月 10 日から

令和 6 年 12 月 31 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団
体の指定・取消をした場合のみ記載。

(ふりがな) (しおさかげんいちろう こうえんかい)

1 政治団体の名称 塩坂 源一郎 後援会

2 主たる事務所の所在地 藤沢市鵜沼海岸5-3-4

3 代表者の氏名 塩坂 源一郎

4 会計責任者の氏名 塩坂 公秀

事務担当者の氏名 塩坂 源一郎

連絡先
(電話番号) 0466-21-9797

*この部分は何も記載しないでください。

	団体区分	団体コード	受付者	区分	処理
*	政・国 資・他 41	9755	(印)	④・G K・他	

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

ア 収 入 総 額 (ア)+(イ)	01	十億	百万	千	円
(ア) 前年からの繰越額	02				
(イ) 本年の収入額	03				
イ 支 出 総 額	04				
ウ 翌年への繰越額 (ア-イ)	05				

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	06	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	07				人

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	08	
(うち特定寄附)	09	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10	
(ウ) 政治団体からの寄附	11	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	12	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	13	
イ 政 党 匿 名 寄 附	14	
合 計 (ア + イ)	15	

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分 (右のいずれかを○で囲む)		☒ 個人・法人その他の団体・政治団体		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)		金 額								年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
		十億		百万		千		円						
01	櫻井 繁子			1	5	0	0	0	0	0	6・10・12	神奈川県藤沢市辻堂元町3-9-22	会社役員	
02	両角 穰				3	0	0	0	0	0	6・10・12	東京都八王子市平岡町6-14	会社役員	
03											・ ・			
04											・ ・			
05											・ ・			
06											・ ・			
07											・ ・			
08											・ ・			
09											・ ・			
10											・ ・			
11											・ ・			
12											・ ・			
このページの小計				1	5	3	0	0	0	0				
その他の寄附										0				
合 計				1	5	3	0	0	0	0				

注1 寄附者の区分は、「個人・法人その他の団体・政治団体」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。

2 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載し、5万円以下の寄附は一括して記載してください。

3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目				金 額							備 考				
											うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出				
ア 経 常 経 費	1 人 件 費	01	十億	百万	千	円	計	億	百万	千	円				
	2 光 熱 水 費	02			5	5	0	0	0	0					
	3 備 品 ・ 消 耗 品 費	03				4	2	5	0	0					
	4 事 務 所 費	04				4	7	5	0	0					
	小 計 (1+2+3+4)	05			1	2	4	0	0	0					
イ 政 治 活 動 費	5 組 織 活 動 費	06								0					
	6 選 挙 関 係 費	07								0					
	7 機 関 紙 誌 の 発 行 費 その他の事業費の計 ((1)+(2)+(3)+(4))	08								0					
	(1) 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	09								0					
	(2) 宣 伝 事 業 費	10								0					
	(3) 政治資金パーティー開催事業費	11								0					
	(4) そ の 他 の 事 業 費	12								0					
	8 調 査 研 究 費	13								0					
	9 寄 附 ・ 交 付 金	14								0					
	10 そ の 他 の 経 費	15								0					
	小 計 (5+6+7+8+9+10)	16								0					
合 計 (ア + イ)		17			1	2	4	0	0	0					

注 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)の内訳が必要です。

国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項 目 別 区 分 (右のいずれかを○で囲む)		光熱水費 ・ 備品・消耗品費 ・ 事務所費	
支 出 の 目 的		金 額		年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
01				・ ・			
02				・ ・			
03				・ ・			
04				・ ・			
05				・ ・			
06				・ ・			
07				・ ・			
08				・ ・			
09				・ ・			
10				・ ・			
11				・ ・			
12				・ ・			
このページの小計							
その他の支出			4 2 5 0 0				
合 計			4 2 5 0 0				

注1 項目別区分は、「光熱水費・備品・消耗品費・事務所費」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。

2 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項 目 別 区 分 (右のいずれかを○で囲む)		光熱水費 ・ 備品・消耗品費 ・ 事務所費		
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
01					・ ・			
02					・ ・			
03					・ ・			
04					・ ・			
05					・ ・			
06					・ ・			
07					・ ・			
08					・ ・			
09					・ ・			
10					・ ・			
11					・ ・			
12					・ ・			
このページの小計								
その他の支出				4	7	5	0	0
合 計				4	7	5	0	0

注1 項目別区分は、「光熱水費・備品・消耗品費・事務所費」のいずれかを○で囲みそれぞれ別の用紙を使用してください。

2 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載してください

3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

関係

国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項 目 別 区 分 (右のいずれかを○で囲む)		光熱水費 ・ 備品・消耗品費 ・ <u>事務所費</u>	
支 出 の 目 的		金 額		年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
01				・ ・			
02				・ ・			
03				・ ・			
04				・ ・			
05				・ ・			
06				・ ・			
07				・ ・			
08				・ ・			
09				・ ・			
10				・ ・			
11				・ ・			
12				・ ・			
このページの小計							
その他の支出			6 0 0 0 0 0 0				
合 計			6 0 0 0 0 0 0				

注1 項目別区分は、「光熱水費・備品・消耗品費・事務所費」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。

2 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無					
資 産 等 の 項 目 別 区 分		有	無	備 考	*
01	ア 土 地	☐	☒		
02	イ 建 物	☐	☒		
03	ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒		
04	エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒		
05	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒		
06	カ 金 銭 信 託	☐	☒		
07	キ 有 価 証 券	☐	☒		
08	ク 出資による権利	☐	☒		
09	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒		
10	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒		
11	サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒		
12	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。

2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

(その18-12)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳		項 目 別 区 分		シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金								
摘 要		金 額		備 考								
01	塩坂 源一郎	十億	百万	千	円							
02												
03												
04												
05												
06												
07												
08												
09												
10												
11												
12												

注1 (その17)で「シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金」にチェックした場合は、その内訳をこの用紙に記載してください。

2 「摘要」欄には、借入先を記載してください。

3 「金額」欄には、借入先ごとの残高を記載してください。

※ 前年以前の借入金残高がある場合は、その分も含めた残高を記載してください。

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

令和7年2月28日

会計責任者の氏名 塩坂 公秀

代表者の氏名

注1 会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。

ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

政治資金監査報告書

令和 7 年 2 月 2 8 日

塩坂 源一郎 後援会
代表 塩坂 源一郎 殿



登録政治資金監査人 矢野直子
登録番号 第 5913 号

研修終了年月日 令和 6 年 10 月 2 日

1. 監査の概要

- (1) 私は政治資金規制法（「法」という）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、塩坂源一郎後援会の令和 6 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する、収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書にかかる会計帳簿、明細書、領収書等について政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下政治資金監査マニュアル）という）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿等について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、作業スペースの不足等円滑な資金の監査実施が困難なため、当該監査人の事務所（鎌倉市岡本 2-13-23 平井ビル 301）で行うことが適当と判断し、当該監査人事務所で行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 1 3 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて、支出の状況が示されていった。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は会計帳簿に基づいて記載されている。

3. 業務制限

塩坂源一郎後援会と私の間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、塩坂源一郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上